

令和5年度 第70回大会についての注意事項

この注意事項を最後までよく読んでください。

生徒にもコピーを渡して、間違いのないように練習、制作するようご指導ください。

今年度は、全国大会の番組部門（研究発表部門を除く）のみ準々決勝がオンライン審査になります。

<昨年までの注意事項に修正加筆をしています。>

全部門共通

<規定時間違反の厳格化について>

過去には規定時間の±3秒までは、セーフになっていましたが、全国大会では厳格化されています。

オーバーは、失格とお考えください。

±3秒は、アナログ時代の誤差の名残です。

特に番組においてはデジタルになり、誤差はなくなったものと考えています。

<参加資格について> 校内放送研究 No.188（以下、赤本と呼ぶ）2ページ

- ・定時制等の生徒で、一般の高校生よりも年齢がかけ離れている場合は、参加申し込みの前にご連絡ください。定時制の生徒においては4年生でも出場可能です。ただし、4回出場できるかは、確認のため東京のコンテスト事務局に問い合わせます。休学や留年で同一学年2回目になる場合も確認いたしますので、ご連絡ください。
- ・ドラマ部門において、中高一貫校における中学生、中等教育学校の前期課程（一般の中学生に相当する生徒）の出演は認めない。
- ・ドラマの撮影において、背景に通行人が入ってしまった。校内で撮影中に先生が通りかかった。通行人や通りかかった先生は、自校生徒ではないが、問題はないか？
→ 出演とは、言わない。出演とは、台詞や演技のある場合を指す。
偶然通りかかったのではなく、演出上、通行人として出演させることはできません。
- ・他のコンクールなどに参加した作品は、Nコンに参加できない。改変・改編も不可。
- ・参加校の顧問は、コンテストの審査・運営に携わることを条件とする。

<3. エントリー数について> 赤本2ページ

- ・「フルエントリーが望ましいが、特定の学校に推薦が偏らないように配慮すること。」
→ 番組部門においては、1部門に1校1作品
制作している生徒が違う場合でも、同一部門に同じ学校の作品は1作品しか推薦できない。

<6. 応募された参加作品・・・帰属する。について> 赤本2ページ

- ・65回大会までの作品は、コンテスト事務局と制作者（応募した学校）の両方に著作権がありましたが、66回大会から制作者（応募した学校）のみになります。自由になる反面、**作品に対する全責任が制作者（制作校）にある**ことになります。（NHKは、関係ありませんよ。何かトラブルがあったときの責任は自分たちでとってね。ということです。）
ただし、準決勝に進出した作品は、毎年8月に放送されるティーンズテレビ、ティーンズラジオの放送が終わるまで、応募作品を他に利用できません。他のコンテスト、コンクールへ応募する場合も放送が終わるまでできません。
- ・NHK杯への応募と同時に他のコンテスト、コンクールへは応募できません。
- ・作品を自由に使えるわけですが、学校や個人のホームページ、動画共有サイトなどで公開すると、作品が一人歩きしてしまいます。動画共有サイトにアップした作品が、時代の流れとともに世の中の考えが変わり、取材をお願いした人が「こんなこと考えている不謹慎な人なんだ」となった場合、取材協力者に迷惑をかけることになります。場合によっては、番組制作者（顧問、生徒）が、裁判に訴えられることも考えられます。取材時に、「コンテストに出品すると言っている、動画共有

サイトにアップします」と言っていないでしょ。ということです。厳密に言うと、学校祭で、来校者に見せることも該当するそうです。取材協力者に「学校祭で来校者に見せることを伝えていないでしょ」と言うことだそうです。番組制作にあたっては、誰が見ても問題の無い構成、自分たちの都合のいいように解釈して事実をねじ曲げて伝えていないか。他人のものはきちんと許諾を得て使っているか。勝手に使っていることは無いかな。注意が必要です。

・66回以降の応募作品の利用（ケーブルテレビで流したい等）にはNHK杯へ手続きが不要になります。※65回大会以前の作品についての手続きは、コンテスト事務局にお問い合わせを。

・NHK杯への応募作品や応募作品を基に改変・改編した作品をNHK以外のコンテスト・コンクールに応募することも可能になります。

ただし、新たに応募する他のコンテスト、コンクールが、他のコンテスト、コンクールに応募した作品の応募を認めているか。また、作品に協力している出演者（インタビュー、）、著作物等の許諾を新たに取直す必要がある。（NHK杯に応募するために協力依頼をして作成した作品のため、他のコンテスト、コンクールに応募するとは言っていませんよね。）68回大会までは、NHK杯において包括的に許諾を得ていたもの（2021年に東京で行われた世界的なスポーツ大会の名称やロゴマークの使用等）を作品中で使用している場合は、NHK杯に限って個々の許諾申請が省略されていましたが、現在は各校にて手続きをお願いいたします。

・県予選の段階で、予選落ちした作品については、コンテスト事務局としては、他の団体が主催するコンテスト・コンクール等への応募は拘束しません。別の大会に出品することも可能ですが、番組制作者として、NHK杯に参加する（「ご協力のお願い」文書の提示）と言うことで、取材協力を得ていませんか？すべての取材対象者に協力を取り直さなければならないですよ。著作物の許諾についても必要です。

赤本3ページは、各県の都道府県担当者、事務局向けのページです。

<5. 原稿・作品・番組進行表の提出について>

全国大会の事務局への原稿、作品等の締め切りは、このスケジュールで動きますので、全国大会へ推薦される学校は関係してきます。締め切りは、必着で送ることになっているので、遅れることは許されません。全国大会の事務局では金曜日締め切り、土日で作業となっています。

1県（1校）でも締め切りに間に合わないと、次の作業ができなくなり、大会運営に重大な支障を来します。推薦校に設定した県内の締切に間に合わない場合は、その学校はキャンセルとして扱います。他の学校に迷惑をかけることはできません。作業を行うのは、私たちと同じ普通の教員です。

日本郵便の働き方改革により、
県内の配達であっても、普通郵便では、午前中に投函しても翌日に届きません。
書類、作品を発送する際には、必ず郵便局の窓口で配達日を確認してください。
また、余裕を持って発送してください。

<8. 審査部員について>

順番に6年に一度、回ってきます。

以前は、坂本が大会運営部でテレビドキュメント部門のサブチーフをやっていたため免除されていましたが、病気で外れたため、順番に組み込まれました。令和4年度に当たりました。今年度は山梨県です。今回は、令和10年度に回ってくる予定です。全国大会の運営委員、審査員とは兼務できません。

この仕事は、著作権関係に詳しい方しかできません。

<指定の様式について>

アナウンス部門・朗読部門の原稿用紙、番組部門・研究発表部門の番組進行表などの様式は、NHK杯全国高校放送コンテストのホームページ（NHKのホームページではありません）からダウンロードして使用してください。毎年様式が微妙に変わりますので、必ず顧問の先生がダウンロード

ードして生徒に渡してください。昨年度までの様式は、使えません。(減点対象)

昨年度までの様式のコピーの残部が部室にあったり、パソコンの中に昨年度のデータがあると、生徒はそれを使ってしまいがちです。ご注意ください。

(https://www.nhk-fdn.or.jp/kyoiku/ncon/ncon_h/pdf.html)

<開催要項への疑問点、番組制作時の質問について>

不明な点や疑問な点を残したまま県大会に出場しないようお願いいたします。せっかく生徒が制作した作品が、**最悪の場合「失格」**になります。不明な点は、そのままにせず、必ずNHK杯全国高校放送コンテスト都道府県担当者の栃木県立栃木翔南高等学校 坂本一隆(さかもと かずたか)までお問い合わせ下さい。電話または、電子メールで受け付けています。

問い合わせは、顧問の先生からお願いします。生徒さんが直接説明した方がよい場合には、途中で、生徒さんに説明を代わっていただいてもかまいませんが、生徒さんが直接、栃木翔南高校に電話をしないようお願いいたします。顧問の知らないところで事が進むことは問題だと考えます。

質問によっては、東京のコンテスト事務局に問い合わせるため、回答までに時間がかかるものもあります。各校が直接、東京のコンテスト事務局に問い合わせることはできません。

栃木翔南高校 電話 0282-24-4739

e-mail sakamoto-k02@tochigi-edu.ed.jp ※ 半角英数字-k02の 02 のみ数字です。

県予選の大会運営等に関する質問は、栃高文連放送専門部会事務局(鹿沼東高校)の平塚美穂(ひらつか みほ)先生へお願いいたします。令和4・5年度は、鹿沼東高校が事務局です。

鹿沼東高校 電話 0289-62-7051 FAX 0289-65-7471

e-mail hiratsuka-m01@tochigi-edu.ed.jp ※ 半角英数字-k01の 01 のみ数字です

<全国大会の日程・使用会場について> 赤本4ページ

今年度の全国大会は、番組部門(研究発表部門を除く)の準々決勝のみオンライン審査になります。準決勝は、オリンピックセンター、決勝は、NHKホールで発表になります。番組部門のみ事前にオンラインで審査を行いますが、7月25日(火)にオリンピックセンターにて発表を行います。準決勝進出校の発表は、7月26日(水)です。以前、全国大会を引率する先生にお願いしていた会場係が復活します。

<今年度の大きな変更点・追加点・注意点> 赤本5ページ

【変更点】

1. 発表データ・書類データについて

・アナウンス・朗読部門

準々決勝からオリンピックセンターでの発表(コロナ前の従来の形に戻ります。)

・番組部門

テレビの作品提出の規格にご注意ください。

ラジオ・・・68回大会から mp3形式(変更なし)

テレビ・・・69回大会から HD画質以下の mp4形式(変更なし)

※テレビは、詳細な規格がありますのでご注意下さい。赤本10ページ、14ページ

・研究発表

全国大会においては、パワーポイントのデータだけでなく、すべてのデータが事前提出になります。

全国大会の提出書類について

アナウンスと朗読は、ホチキスで綴じた紙の原稿

番組部門(研究発表を含む)は、ホチキスで綴じた紙の番組進行表とその番組進行表をPDFファイルにしたデータも提出します。県予選では、PDFファイルは不要です。

2. 会場について

番組部門の準々決勝は、オンライン審査のため、審査をオリンピックセンターで行いませんが、赤本4ページの日程に沿って作品公開を行います。

※ 準々決勝がオンライン審査になることによる変更

今年度の全国大会の審査員の推薦が、6月9日（金）推薦締切になっています。今後、事務局から各先生方に依頼の連絡が行きます。ご協力をお願いいたします。県予選の前に審査員を推薦しますので、全国大会への出場の有無に関係なく審査員をお願いすることになります。自校が全国大会に出場することができなかつた場合でも審査をお願いすることになります。エントリー番号は、1位の生徒・作品から選んで頂きますが、審査員の先生の学校が全国推薦された場合、自校の生徒・作品を審査することがないようにするため、エントリー番号に制約が出る場合があります。ご了承下さい。

【注意点】

1. 著作権が消失した楽曲の楽譜について

楽譜について

著作権の消失は、著作権者の死後70年です。発表後ではありませんので注意してください。

また、法律の改正により、死後50年から死後70年に変わったことにより、以前は著作権が切れていて使用できたものが、法律の改正により、現在は、使用できないものもあります。必ず、JASRACのJ-WID（作品検索）で確認してください。

2. 音楽以外の著作物・写真・映像等で、他者が権利を持っている素材を使用する場合について

作品内で「〇〇さん撮影」等使用しているシーンでテロップで明示し続けてください。また、自校放送部の撮影であっても撮影者が制作している生徒ではなく、卒業した先輩が在学中に撮影した映像も同様の処理をする。番組進行表にも記載する。

3. 新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して活動をおこなってください。

→マスクをしてドラマを撮影とか、ついたてを立てて撮影しろしろという意味ではないので、誤解のないように。

アナウンスと朗読共通の確認事項

<発表について>

- ・全国大会でのデータ審査（オンライン審査）はなくなりました。オリンピックセンターでの発表になります。

<原稿について> 赤本6ページ（アナウンス部門）、7ページ（朗読部門）

1. (3) 「仕上がりA5版」とは、A4版を2つ折りにします。A5版で両面コピー不可。折り方の詳細は、別紙「**アナウンス原稿・朗読原稿について**」を参照してください。「2部」とありますが、**県予選では9部提出**です。

提出原稿の作成について

NHK杯全国高校放送コンテストのホームページにあるWord形式を使用する。

※過去にあったExcel形式のファイルは、なくなりました。

そのまま様式を印刷したものに手書きしても、PCで入力したものを印刷しても、どちらでも構いませんが、PCで作成する場合、様式を変更しないでください。

A4版を2つ折りにして、ホチキスで右側2カ所を綴じる。両面コピーはしない。

「(エントリーシール貼付欄)」は、全国大会に提出する場合のみ関係します。県予選ではこの欄は、使用しません。

原稿用紙の使い方での減点はありません。(行頭に 、 がきてはいけないとか。) 国語力を

見るコンテストではないので。

規定違反の例

- ・様式を似せて自作している。(減点対象)
- ・折らずに綴じている。
- ・ホチキスで綴じなくてすむように両面コピーしている。
- ・針なしホチキスを使用している。
- ・昨年度の様式を使用している。(減点対象)
- ・綴じていない
- ・A5版両面印刷で作成している。

様式1の左下の確認欄の参加校顧問のチェック欄に、✓を確認者氏名に、顧問の先生のお名前を記入してください。顧問は、問題が無いか確認してから✓を入れて提出してください。(作品番号、抽出開始ページ、作品の転記に間違い(誤字、飛ばし)が無いか等)

間違いの度合いによって、失格となりますのでご注意ください。

<事務局への原稿の送付について>

持参または、宅配便等で配達記録の残る方法で送付する。

事務局(鹿沼東高校)に持参の場合は、事前に事務局(鹿沼東高校)に連絡をすること。

- ・締切に間に合わない場合でも、原稿をFAXで送らないでください。FAXは、不鮮明になり、審査用の原稿として使えません。FAXで9部送られても困りますし、1部送られて事務局で9部に作り直す手間と時間は、この時期ありません。原稿提出締切日に、郵送等で間に合わない、間に合いそうにない場合は、事務局まで持参してください。**原稿が、締切日に到着しない場合は、失格**です。消印有効ではなく、必着です。
- ・県立学校の先生にお願い。原稿の発送に使送は使わないで下さい。
- ・宅急便(宅配便)等を使用する場合、申込時に何日に着くかを必ず確認してください。コンビニでの宅急便(宅配便)等の受付は、集荷時刻の関係で通常よりも日数がかかる場合があります。
- ・日本郵便のレターパックライト、レターパックプラスは、郵便局の窓口まで行かずに投函することもできて便利ですが、ポストの集荷時刻、郵便局での集荷時刻に注意してください。日本郵便の働き方改革により、配達日数がかかるようになりましたので、ご注意ください。窓口で、日数を確認するのが安全です。レターパックライトは、厚さ3cmの制限がありますのでご注意ください。また、旧料金のものを使用する場合は、追加料金の切手の貼り忘れにご注意ください。
- ・事務局に**提出された原稿は、変更することはできません。原稿の差し替えはできません。**

アナウンスの確認事項

<内容について> 赤本6ページ

- 1.(1)「自校の校内放送に使用するものとし、」とは、自校の校内放送で使用する原稿ということで、全国に発信する内容ではないので注意すること。自校の生徒向けの原稿とする。

自校の生徒が周知の事実という内容は、校内放送の原稿としては適しません。
自校の校内放送とは、自校の話題に限定するという意味ではありません。

- ・差別用語について
 - Q アナウンスでヘイトスピーチについて原稿を作っているが、実際におこなわれたヘイトスピーチの文言を原稿に入れることは可能か?
 - A できません。NHK杯では、放送を前提としている大会です。実際の放送でも、ヘイトスピーチが行われたことをニュースにしても、こんなことが言われていたという、その文言を放送することはありません。
- ・商品、商標について
 - NHKでは、特定の商品の宣伝になるような放送はできません。許諾を受けるとことは、制作者の権利を守ることになりますが、許諾を受けてもNHKでは放送できないものもあります。許諾を受ければ何でもOKではありませんので、ご注意ください。ただし、利用の仕方によって個別に対応になります。「浦安にあるテーマパーク」という表現がいいのか、「東京ディズ○○○○○」(○○○○○には、「ニーランド」が入る。)と、直接言ってしまってよいのか。など。

朗読の確認事項

<作品の抽出について> 赤本7ページ

1. (1) 61回大会より、「抽出は文頭から開始し、文末で終了とすること。一文途中の開始や終了は改変と見なす。本文中の()内も読むこと。(読み仮名・注を除く)」が、付け加わり、今までグレーゾーンだった部分が明確化されました。
「抽出は文頭から開始し、文末で終了とすること。」の条件を満たしているか、抽出箇所不安がある場合は、栃木翔南の坂本までお問い合わせ下さい。

<朗読指定作品について> 赤本7ページ

1. (1) 朗読指定作品について
 - ・抽出したページの抽出開始ページを原稿に記入する。
 - ・出版社が指定されている作品は、他社を使用してはいけない。
 - ・同じ出版社からハードカバーのものが出版されている場合でも、必ず文庫本を使用すること。単行本、電子書籍は使用しないこと。表現が違うこともあります。
 - ・原稿に書く作品番号が間違っている人がいるので注意してください。作品番号とは、赤本7ページに書かれている作品の前についている番号 1) 2) …です。番号のみ記入してください。()は記入不要
 - ・使用する本は、ここ1～2年の間に発売されているもの(流通しているもの)を使用してください。古いものだと、改版されていて、表現が変わっている場合やページ数が異なっている場合があります。トラブルの原因になります。学校の図書館から借りる場合、古い場合が多いので注意してください。
 - ・1)「教科書で読む名作 羅生門・蜜柑 ほか」は、2016年発行以降に限る。4)「リンバロストの乙女」は、2014年発行以降に限る。他の出版社・翻訳者のものは不可。
 - ・朗読のはじめに、番号、氏名、作者名(訳者名は読まない)、作品名を読むこととし(学校名は読まない)、時間はそれらを含めて1分30秒以上2分以内とする。

<作品名の読み方、原稿への作品名の記入について> 赤本7ページ

- ・作品名の読み方は、
 - 1)『教科書で読む名作 羅生門・蜜柑 ほか』は、選定した収録作品の各タイトルを作品名として読む。
 - 2)～5)は、それぞれ『買えない味』、『金の角持つ子どもたち』、『リンバロストの乙女』、『奥の細道』と読む。短編名等を読まない。
 - 2)の『買えない味』のエッセイのタイトルは読まない。『買えない味』と読む。
 - 4)の『リンバロストの乙女』の「上」、「下」は読まない。
- 原稿への作品名の記入も同様とする。

<規定違反について> 赤本7ページ

- ・本に書かれたとおりに読む。自分で勝手に繰り返して読んだりしない。
- ・指定作品に差別的な表現を含む部分がある場合について
 - 現在は、表現できなくても文学作品を発表した当時は、許されていた表現(差別用語や差別的表現)が作品中に残っている場合があります。減点するかしないかは、各審査員がどう判断するかによります。ご注意ください。
 - コンテスト委員会としてはどこを抽出しても減点はしません。
 - 今回の指定作品の中に差別用語を含む箇所が存在するかは確認していません。ご注意ください。
 - あえて差別的表現を含む部分を抽出する必要があるかどうか、抽出する際によくお考え下さい。
 - 仮に差別的表現を含む部分があった場合。

作品として指定しているのので、差別的表現のある部分を仮に抽出箇所を選んだとしてもコンテスト事務局としては減点対象にはしません。また、審査員に対しては、差別的表現を含んでいる作品であること、抽出箇所が差別的表現を含んでいることによって審査員が減点することが無いよう説明はする。ただし、どこを抽出するかも審査のうちに入っているのので、作品の中で、差別的表現を含んでいる箇所が、抽出する場所としてよい箇所なのかを判断するのは審査員各人の感じ方によります。

・読み飛ばしは減点対象

飛ばした文が長い場合や明らかに時間を短くするための読み飛ばし → 失格
(毎年、全国大会でも時間オーバーで失格がいます。原稿に手を入れすぎて提出原稿と違う原稿を読んでいるという可能性もあります。提出原稿がどれか自分でわかるようにしておいてください。コンテスト事務局では提出原稿に対する問い合わせには応じません。「FAXで送るので、送った原稿が提出した原稿と同じかどうか確認して欲しい」、「提出された原稿を確認したいので、FAXで送って欲しい」等の要望には応えません。)

<県予選における朗読の決勝審査について>

- ・平成24年度(第59回大会県予選)から、県予選の決勝審査は、全国大会の審査と同様に、自分の原稿を読んだ後に課題原稿を読むことに変更しました。決勝において、自分の原稿の読みが審査に反映されていなかったことを改善した措置です。それにともない、課題原稿は、平成24年度(第59回大会県予選)から、短い原稿に変わっています。
- ・番号、氏名、自分の原稿、決勝で渡される課題原稿の順に読みます。決勝で渡される課題原稿の作者と作品名は読みません。
- ・自分の原稿は、指定の時間で読みますが、決勝で渡される課題原稿は、時間は特に指定しないが、適度な速さで読むこと。決勝審査では計時を行いません。

番組部門共通の確認事項

<番組制作と音楽使用時の許諾手続きフローチャート>

番組を制作するに当たって問題が無いか、NHK杯全国高校放送コンテストのホームページから、「番組部門制作関連資料」をダウンロードして15～16ページを見て確認してください。

https://www.nhk-fdn.or.jp/kyoiku/ncon/ncon_h/pdf.html

<商品名、商標について> なるべく商品名は入れないで欲しい。

NHKでは、特定の商品の宣伝になるような放送はできません。許諾を受けると言うことは、制作者の権利を守ることによりますが、許諾を受けてもNHKでは放送できないものもあります。許諾を受ければ何でもOKではありません。ご注意ください。また、絶対に許諾の下りないものもあります。

<テレビの画面サイズ アスペクト比を16:9に統一> 赤本5ページ

第64回大会から、アスペクト比を16:9に統一されました。

平成29年度の県予選では、移行期間として4:3での参加も認めましたが、平成30年度から、16:9に統一しました。

作品中に4:3の映像を含んで制作しても構いませんが、4:3の部分が、正常に再生できることを保証しません。

<ステレオで制作することについて>

全国大会事務局の見解(10年以上前の話です。)

NHK杯における番組制作は、校内放送を前提にしているのので、校内放送の設備としてはモノラルが基本である。校内放送では、ステレオで制作してもステレオの効果は出せない。NHKホールもモノラルとのことです。番組制作時に、モノラルで録音することが難しくなっている(ほと

んどのビデオカメラはステレオで録音)ので、特にステレオで制作してもかまわない。ただし、モノラルで再生する関係でステレオによる番組への効果は出せない。

県大会においては、ステレオで制作されたものをモノラルに変換して再生することが持ち込む機器の関係でできません。そこで、ステレオで制作してあってもかまいませんが、ステレオであることによる効果は、審査の対象にしないものとします。

また、モノラルマイクをビデオカメラ等にライン入力した場合、左右両方に音声記録されず、片方のチャンネルのみに記録されることがあります(接続するケーブルの関係)。編集ソフトで音声をもう一方のチャンネルにコピーする際に「位相を逆転する」等の操作をすると、左右をミックスして再生(モノラル再生)した際に音声なくなってしまう。音声左チャンネル(または、右チャンネル)の片方からしか聞こえないのではなく、全くの無音になってしまいます。ご注意ください。過去の全国大会でありました。

＜審査時の音声が小さすぎる。もっと大きく再生しろ！自校の作品が不利に扱われた！＞

音声が小さいために落選したとクレームを付ける学校があります。

審査においては、個々の作品ごとに音量を調節しません。

CDラジカセで、市販のCDを再生したときにちょうどいい音量にセットしたあとに、自分たちの作品を聞いて、音の大きさを聞き比べたり、テレビ放送を見ていてちょうどよい音量に調節したあとに、自分たちの作品を再生して、音の大きさを聞き比べて確認してください。

＜テレビドキュメント・創作テレビドラマにおいて、審査の時にテロップ(文字)が画面からかけている。学校ではきちんと表示されていたのに審査会場のテレビがおかしい！＞

市販のテレビは、ブラウン管、液晶、プラズマ等にかかわらず、表示できる性能に違いがあります。放送局では、画面が欠ける受信機があることを考慮してテロップを入れます。画面ギリギリにテロップを入れません。パソコンでは見えているのにテレビでは見えない(欠ける)ことがあります。編集ソフトでは、「タイトルセーフゾーン」と呼ばれるテロップを入れる目安となる領域(この中に文字を入れれば、どのテレビでも欠けずに表示されますよという四角い線)を表示できるものもあります。

＜乳幼児・小中学生に対する取材は、保護者の許諾を得る＞ 「番組部門制作関連資料」1、4ページ

平成30年度から、個人が特定される形での使用は、「保護者に許諾を得ること」が必要になりました。本人がいいと言っているというだけでは使用できません。

「保護者の許諾を得ていることを団体(学校等)の責任者が証明する文書でもよいものとします。」とは、自分たちに代わって学校が保護者の許諾を取ってくれる場合です。校長がいいと言えば保護者への許諾の確認がいらぬわけではありません。

NHK杯では、優秀作品は全国放送されます。全国放送されることによって、DV被害などから身を隠していた生徒の所在が分かってしまう可能性があります。実際のNHKの取材現場でも、インタビューや出演した児童・生徒1名1名の保護者から許諾を得ているそうです。

インタビューした生徒の後ろに映っている生徒も個人が特定できるような形で顔が映っていれば、保護者からの許諾が必要です。

集合写真も写っている全員の保護者から許諾が必要になります。全員の保護者からの許諾が物理的に得ることが難しい場合は、顔にボカシを入れる等の処理が必要になります。

＜チャイム音の自作について＞ 赤本27ページ、28ページの解説25を参照

今まで学校の教室のスピーカーから流れるチャイムを録音したものは自作とは言いませんでした。著作権フリーの効果音の使用を勧めていましたが、パナソニック、TOA、ユニベックス、JVCケンウッドの4社の「ウェストミンスターの鐘」についてはコンテスト事務局でコンテストでの使用について許諾を受けておりますので、使用できます。使用にあたっては、校内でチャイムに使用している機器の会社名(TOAとJVCケンウッドについては、機種名等)を確認してください。

ただし、TOAとJVCケンウッドの2社については、使用できる機種等の条件があります。詳

しくは、「番組部門制作関連資料」11ページの解説25を参照してください。

権利処理一覧（様式2-2）への記入も「番組部門制作関連資料」10ページの記入例25を参照してください。TOAとJVCケンウッドの2社については、会社名の他に機種名も記入してください。

<番組制作に当たっての注意点>

今年度は、オンライン審査になったことにより、特に「外国曲・専属曲を使用しない」と「その著作物が配信可能か」にご注意下さい。

- ・公開できる番組制作を
- ・他人の著作物は必ず許諾をとる。不明な場合は、持ち主に確認する。「番組部門制作関連資料」をよく読むこと。
- ・音源以外は、赤本21ページ 様式2-5 をダウンロードして使用する。番組進行表には、コピーを添付する。添付するコピーは、記載事項が判読できるように鮮明にコピーをとること。
この様式で許諾をとることができない場合は、同様の内容を記したもので代用することも可であるが、その理由を顧問が記載すること。

【利用方法】

- ① NHK杯全国高校放送コンテスト（地区コンテスト・全国コンテスト）での公開
- ② 主催者による作品の使用および部分使用
放送、広報、イベント、Webサイトでの配信（※Web上での作品の審査および授受を含む）等は、必須事項です。

また、許諾を受ける際に、

- ③ 自校の文化祭での公開
 - ④ ケーブルテレビでの放送
- などを付け加えておくと、その後の利用に関して制約が少なくなります。

- ・著作権フリー楽曲以外の音源は、
赤本20ページ 様式2-4 と JASRACからの許諾書（JASRAC管理楽曲の場合）
または、著作権者の許諾書（JASRACが管理していない楽曲 ※著作権者と直接交渉）
JASRAC以外の管理団体に管理を委託している場合もあります。
許可を得ていない著作物を使用している場合は、作品を公開できません。
→許諾書がないと失格になる場合もあります。公開できない作品は失格です。
JASRACへの手続きが必要なのに手続きをしていない場合などは、失格です。
- ・全国放送になることを前提で出演者に取材してください。
赤本21ページ 「ご協力のお願ひ」を活用する。放送コンテストのホームページにデータ有り。
→NHKで放送される場合もあることを取材対象者に知らせておくこと。
「テレビで放送されるなんて聞いていない」なんてことがないように。
- ・放送禁止用語を使っていないか。
- ・障がい者を扱った番組には配慮が必要
→本人が全国放送されることに同意するか。
→放送できるか？ 放送できなければ番組ではない。
番組が世の中に出て問題がないか、誰かに迷惑をかけないかを考えて番組を作って欲しい。
個人で楽しんでいるホームビデオではない。
- ・肖像権や著作権などの権利関係が複雑に絡んでいるものの場合
→一概にどうという判断はできない
全国放送をして問題がないか、迷惑をかけないかを考える。
- ・インタビュー内容の都合のいい部分だけ使って出演者の意図と違うような編集をしないこと。
→「そんなことは言っていない」とクレームがこないようにする。
- ・過去の大会においてテレビで制作した番組を、今回の大会ではラジオで制作して参加 ×（不可）
- ・BGM作成ソフト、ハードウェア音源によるBGM、ボーカロイドの使用には、注意が必要

コンテストに使用してよいか、使用条件をよく確認する。コンテストでの発表は個人的な使用や著作権法上で例外とされている教育での利用ではないので注意が必要。ボーカロイドは使用しないように。

- ・制作時間は例年通りですが、要項をよく読んで間違いの無いように制作してください。
- ・テレビ番組の前後に入れるテストパターンの時間（5秒ずつ）は制作時間に含みません。テストパターンは58大会から5秒になっています。ご注意ください。5秒より短いと再生時に画面上の再生の表示が画面から消えないうちに番組が始まってしまったり、逆に長いと再生時間が長くなり、審査遅延の原因になります。
- ・ラジオドキュメントと創作ラジオドラマのクレジットコール「制作は〇〇高等学校放送部でした。」は、制作時間に含めます。計時の際にもうすぐ番組が終了するというサインです。忘れずに入れてください。
- ・ラジオドキュメントとテレビドキュメントは、制作時間が異なりますので注意してください。ドキュメントとドラマは、制作時間が違うので注意する。ドキュメントは下限と上限があるが、ドラマは上限のみ。
- ・番組の最初と最後がはっきりわかるように制作すること。
ラジオでは、クレジットコール「制作は〇〇高等学校放送部でした」に他の音声、BGM等をかぶせないで製作する。
テレビでは、番組の最後に学校のクレジットタイトル
〇〇高等学校放送部というタイトルを必ず入れる。音声だけでタイトルのないものは不可。
※ もうすぐ番組が終わるという計時上重要なサインです。

<番組進行表（旧 台本）について>

「番組部門制作関連資料」8ページ～14ページの記入例をよく読んでください。

- ・番組進行表を県大会に提出する際にきちんと番組進行表が作られているか、未記入な部分がないか
顧問の先生が必ず確認してからチェックを入れてください。
番組進行表が未提出 → 失格
番組進行表の様式が不足している。不足するごとに各審査員の得点から減点する。
番組進行表が内容が不十分 → 審議（失格の場合もある）
- ・平成25年度（第60回大会）から、番組台本の様式が大きく変わりました。
A4サイズで使用し、折りません。台本と呼ばず、「番組進行表」と呼びます。
- ・A4縦、コンピューターで作成し、印刷します。
手書きでも構いませんが、「番組部門制作関連資料」9ページにもあるようにできるだけPCに入力したものを印刷してください。
今年度の全国大会では、例年と同じく「印刷してホチキス止めしたもの」と、令和4年度から新たに「PDFファイルにした電子データ」の両方を提出していただきますので、ご注意下さい。
※県予選では、PDFファイルは不要です。
全国推薦される作品の番組進行表は、県予選後、電子データで、栃木翔南の坂本まで提出していただきます。毎年、添削して作り直していただいています。電子データをいただけるとこちらで修正したものをメールで送り返すことができますが、手書きの番組進行表は、修正できません。手書きでなく、PCに入力して作成して下さい。添削は、メールが届いた作品から順に行います。なお、毎年、県予選の段階でパーフェクトの番組進行表は1つありません。作品によっては、大幅に減点が予想される番組進行表もあります。
- ・様式2-1（表紙）に制作意図、あらすじ（ドラマのみ）、スタッフ・キャストを書きます。「番組部門制作関連資料」8ページは記入例です。制作に関わった生徒はすべて記入します。スタッフ・キャスト欄に書かれている生徒が、番組制作者になります。
[スタッフ]には、監督、脚本、編集、撮影、音声 以外にも例えば、「ナレーション」、「取材」とか関係した生徒を記入してください。様式2-3で、（自作）に該当する生徒もスタッフです。
確認欄は、**顧問の先生が必ず記入内容の確認**をしたあとでチェックを入れてください。様式が付いているか、いないかの確認ではありません。
- ・59回大会までナレーション、インタビュー、台詞（せりふ）、絵コンテ、使用著作物（BGM、SE）等を書いていた台本の部分は「CUEシート」と呼ばれ、様式が指定されました。
様式2-2を使用することになっています。

- ・様式2-4音源使用許諾書と様式2-5取材許諾・著作物等ご提供のお願いは、赤本では、見本としてA5のサイズになっていますが、実際にダウンロードして印刷する場合は、A4サイズで使用します。
- ・各様式は、片面印刷をし、両面印刷はしない。
- ・様式2-3は、62回大会までは「使用著作物一覧」と呼んでいましたが、平成28年度（63回大会）から「**権利処理一覧表**」と呼びます。
- ・各様式は、様式番号順、提出が必要な許諾書は、「権利処理一覧表」にある番号順に並べ、ホチキスは、左上1カ所綴じ。
- ・表紙は、1枚で収める。スタッフ・キャストが書ききれない場合は、制作意図とあらすじの欄を小さくしても構いませんが、再生時間よりも上の部分は加工しないでください。フォントを小さくして収める場合、読める大きさをお願いいたします。
- ・絵コンテは必要ありません。
- ・全国大会においては、例年は、事前に番組進行表のチェックがあり、大会前に不備な点を指摘され確認を求められる場合がありますが、昨年度と同様に今年度も準々決勝のあと、得点の集計をおこない準決勝に進出する可能性のある作品しかおこないません。事前に失格がなくなるわけですが、不備があった場合でも審査されてしまうので、権利処理が不備の場合は、問題が発生します。例年ですと、失格して世に出ない作品が、世に出てしまいます。損害賠償とか問題が大きくなる危険性があります。また、減点間違いをなくすため、分かりやすい表記をお願いいたします。記入にあたっては、「番組部門制作関連資料」をよく読んでください。

<様式2-2 CUE（キュー）シートと様式2-3「権利処理一覧表」について>

片面印刷で使用し、複数枚にわたって作成してもよい。（両面印刷はしない）

- ・台詞の途中からBGMや他の著作物を使用しない限り、最初と最後を記入すればよい。
「最初の一文…終わりの一文」でよい。すべて書く必要なし。（旧 台本ではすべて書きました。）
ただし、あまりに短すぎて、内容が何も分からないようでは困ります。
番組を聴きながら（見ながら）どこかが分かればよい。
著作物がどこで使われているかを分かり易く書く。
「番組部門制作関連資料」9ページのCUEシート（記入例）をよく見て、参考にしてください。
- ・台詞の途中からBGMなどを入れる場合は、どの台詞から入れたかが分かるように必要な部分の台詞を記入する。
BGMは、開始時間と終了時間を入れる（音は、出し始めと終わりの時間を記入）
写真は、出し始めの時間のみ記入すればよい。
- ・著作物の番号は、様式2-2 CUEシートで使用される順につける。同じ著作物を作品中で何回も使用する場合は、最初に使用した番号に統一する。許諾書が不要な著作物には、著作物の番号に○をつける。
「番組部門制作関連資料」9ページの様式2-2 CUEシートと「番組部門制作関連資料」10ページの様式2-3「権利処理一覧表」のように、両方で著作物番号を一致させる。
- ・自作のBGM、SE、図、写真等もCUEシートと権利処理一覧表に記入する。
効果音としてどんな音を入れているのか詳しく書いてください。「着信音」だけでは分かりません。どのような音なのか具体的に書いてください。許諾が必要なのか、いらないのかが、様式2-2を見ても判断が付かないためです。
- ・自作のCGは、効果音と同様どのようなCGなのか、具体的に記入してください。
自作かどうか分かるように。
- ・66回大会まではグーグルマップは禁止されていましたが、68回大会から使用できるようになりました。使用に当たっては、コンテスト事務局のホームページにある「番組部門制作関連資料」5～6ページの「Googleのコンテンツについて」、「国土地理院のコンテンツについて」をよく読んでください。
- ・WEB上で使用できる素材は、「番組部門制作関連資料」5ページに書いてあるサイトのみです。
「番組部門制作関連資料」5ページに書いてあるサイト以外は、「フリー」や「ご自由にお使いください」と書かれているサイトであっても使用できません。

<様式2-3「権利処理一覧表」の詳細>

- ・自作、同じ学校の友人に作ってもらった著作物は、
○○高校放送部員（自作） や ○○高校放送部生徒（自作）
と表記し、放送部員（放送部生徒）が自作している場合は、生徒の個人名を書かないこと。
（自作）とし、自作とわかるようにする。「○○高校生徒（自作）」では、番組制作者（放送部員）が作っているのか、放送部員以外が作っているのか不明なため、許諾書の添付または、書類の書き直し、再提出が必要になりますので、ご注意ください。

自校生徒でなく、他校の友人に制作してもらった場合、制作者の許諾が書面で必要になります。自校生徒でも、放送部員以外が作った（演奏した、撮影した）等は、許諾書が必要になります。
- ・演奏については、演奏者の許諾も得ること。吹奏楽部に演奏してもらった場合等吹奏楽部が演奏の場合、吹奏楽部からも許諾（許諾書）をもらってください。
放送部員が演奏したのか、吹奏楽部員が演奏したのかがわかる表記にする。
不明な場合は、許諾書の提出を求められます。
- ・**著作権の消失は、制作（出版）後70年ではなく、没後70年（法律が変わり、50年から70年に変更になりました。）なので注意する。**
童謡などで、まだ、著作権が切れていないものが存在します。利用にあたってはよく確認してください。
<注意> 著作権保護法の変更により、「著作者の死後50年」から「著作者の死後70年」に延長されました。過去には使用できた作品（50年経っていたので著作権の切れていた著作物）が、法律の変更により70年になったので、保護期間に変更になった著作物もあります。詳しくは、文化庁のホームページをご確認ください。

※ 保護期間は、著作物の発表後ではなく、「著作者の死後70年」ですので、間違いの無いようにしてください。
- ・著作権フリーのCDについては、許諾の条件を示すジャケットのコピーが必要です。
（株）アーキーの「School Lifeシリーズ」と（有）EXインダストリーの「著作権フリー音楽CD」、エンドレスエコーの著作権フリーCD、サウンドファクトリーの著作権フリーCDについては不要
※毎年、エンドレスエコーのCDを（株）アーキーと勘違いしている学校がありますので、様式2-3への記入について注意してください。
- ・様式2-3で**必要な曲情報は、アルバム名と曲名**です。CDのトラック番号と複数枚からなるアルバムのDisk番号は必要ありません。**曲名を（ ）の中に書きます。**

<番組部門で使用するBGM、SE（効果音）について>

インターネット上のホームページのものは、フリーと書いていても、どこかから盗作していたり、そのデータ自体が違法コピーだったりするケースがあるので、「番組部門制作関連資料」5ページの条件にしたがって以下の2社のみ使用できる場合がある。

- （株）アーキー
- （有）EXインダストリー

平成22年度第57回大会からNHKクリエイティブ・ライブラリーの素材を使用することもできるようになりました。Nコン作品に限っては、NHKクリエイティブ・ライブラリーの表示は、作品内では不要です。様式2-3には記入してください。

NHKクリエイティブ・ライブラリー<http://cgi4.nhk.or.jp/creative/cgi/page/Top.cgi>

これ以外のインターネット上で、フリーとして公開されているBGM、SEの使用は禁止する。フリーと称したサイトから使用したBGM、SE等が盗作であった場合、知らなかったとしても使用者に損害賠償等の責任が及びますので注意してください。

インターネット上で楽曲データを販売しているもの（ダウンロード販売）や携帯電話での着メロ等

のCDやレコードなど形あるものとして販売されていない楽曲の使用は禁止します。権利関係が複雑すぎて扱えません。

＜番組部門のJASRACへの手続きについて＞ NextOneが管理している楽曲もあります。

- ・平成20年度から、番組部門のJASRACへの手続きは、各校が行うことになりました。利用申請、使用料の支払い等、一切を各校がJASRACと行います。JASRAC管理楽曲を使用する際には、注意してください。
- ・著作隣接権処理（CDを売っているレコード会社への許諾）も忘れずにおこなってください。JASRACとの使用料の支払いの他に、レコード会社がJASRACへの支払いとは別に使用料を請求する場合があります。日本の会社でも使用料を5万、10万という会社もあります。特に、テレビのアニメで使われている曲は、注意が必要です。1曲1万円という会社もあります。
- ・必要な手続きを取らずに作品に使用した場合は、権利者から損害賠償を請求されたり、訴訟を起こされたりする場合があります。その場合の金額は、正規の使用料をはるかに超え、教員個人や部でなんとかする金額ではありません。手続きが間に合わないからとか、バレたら払えばいいなどという安易な気持ちを持たないように、生徒をご指導ください。
- ・JASRAC、レコード会社への申請は、余裕を持って申請をして下さい。6月になってからでは、許諾が大会（県予選）に間に合いません。顧問の先生は、使用をあきらめさせる指導を行うことも必要です。大会間近の申請で、参加校からレコード協会、レコード会社に許諾を急ぐように要求したりしているケースがあり、全国大会の事務局にレコード会社から苦情が来ているそうです。番組進行表に申請中は、あり得ません。特に全国大会に番組進行表を送る段階で許諾書がない（許諾申請中）は、減点等の対象になります。もし、許諾されなければ、番組が成立しないことになるので、作品公開ができません。自分たちが使用したい曲の許諾申請は、計画的に余裕を持って行って下さい。JASRACの職員が在宅勤務をしていることもあり、オンライン手続きでも例年より手続きに時間がかかりますのでご注意ください。最短でも申請から許諾まで2週間（GW期間中はこれ以上かかる）はかかると考えて下さい。会社によっては、FAX、メールではなく郵送を求める会社もあります。許諾の回答までに1ヶ月近くかかる会社もありますので、注意してください。
- ・第61回大会から著作隣接権処理の手続きが一部変更になっています。詳しくは、「番組部門制作関連資料」3ページを参照してください。
- ・申請をすれば必ず許諾されるわけではないので注意してください。許諾されない場合もあります。
- ・使用できる楽曲は、CDとして販売されていて、制作者または学校（放送部等）が購入し所持しているものに限り、図書館で借りたり、TSUTAYAなどでレンタルしているCDは使用できません。ダウンロード販売やコンテスト事務局が認めているダウンロードサイト以外からダウンロードしたものはフリーとなっても使用禁止です。
- ・59回大会から提出メディアをDVD、CDに変更したことにより、書類の記入方法が一部変更になっておりますので、注意してください。
- ・市販のCDをBGMとして使用する場合、まずレコード会社（一部の会社は、日本レコード協会）にその曲を使用してよいか確認してください（著作隣接権処理）。販売されているCDは、著作権が切れているクラシック曲やもともと著作権の存在しない効果音でもレコード会社に使用許諾（著作隣接権処理）が必要です。著作権フリーと書いてあっても、許諾している使用条件によっては、許諾及び使用料金の支払いが生じる場合がありますので、それぞれの使用許諾条件を良く読んでください。個人での使用という条件は、コンテストには当てはまらないと考えられます。授業での使用ではないので著作権法の例外も適用されません。
- ・その曲を使用してよいという回答が得られたら、その曲がJASRACの管理楽曲かどうかJASRACのホームページで確認してください。JASRACに管理を委託していない人もいます。JASRACが管理していない曲は権利者に直接交渉になるので使用が困難です。外国曲はJASRACの管理外です、日本人が歌っている曲でも外国曲のカバーだったりすることがあるので注意してください。外国曲の使用は、教育目的であっても何十万円と請求されるケースがあるので注意してください。外国曲は使用しないのが無難です。外国曲を使用しないと作れない番組というのは無いと思います。
- ・NextOne等のJASRAC以外の著作権管理団体もあります。
- ・インディーズと呼ばれている個人に近い形でCDを出している物は、レコード会社にも所属せず、JASRAC等にも管理を委託していないケースが多いので、個人的に制作者と交渉するしかない

です。連絡先等が不明で、許諾手続きが複雑です。

- ・自分たちで演奏する場合
演奏者全員分の楽譜を持っているか（演奏者全員分の楽譜を購入しているか）
1部買ってコピーではダメ！
詳しくは、直接JASRACへ相談してください。
演奏が下手な場合は、許諾されない場合があります。
- ・著作隣接権手続きについて日本レコード協会が窓口になるレコード会社と、個別にレコード会社に
手続きが必要なレコード会社の場合とに分けられます。各レコード会社のホームページまたは、日
本レコード協会のホームページ（http://www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/）等で確認して下さ
い。日本レコード協会が窓口になるレコード会社は、「番組部門制作関連資料」3ページにしたが
って手続きをしてください。手続きの方法についてよく確認してください。
- ・県大会のみで、全国大会に出場できなかった場合も支払いは必要です。
県大会当日には、レコード会社の許諾もJASRACへの申請、料金の支払いが済んでいること。
- ・申請中で許諾がされていない、許諾申請が必要なのに手続きを行っていないことが判明した場合は、
失格とする。
- ・番組撮影を商店街等で行って、商店街で流れている有線放送が、番組に入ってしまう場合、その曲
に対して著作権処理、著作隣接件処理が必要となる場合があります。必要な場合は、使用料が発生
します。収録に当たっては十分注意してください。権利関係が複雑なので実際には処理できません。
減点対象となりますので注意してください。
- ・スポーツで音楽が流れている場合、野球の応援、フィギュアスケートなどで曲が流れている場合も、
その曲に対して著作権処理、著作隣接件処理が必要となり、使用料が発生します。収録に当たって
は十分注意してください。これも上記と同様です。

＜様式2-4と様式2-5について＞ 「番組部門制作関連資料」7ページ

該当する著作物を使用していない場合は、添付しない。

以前は、著作権等の処理の必要なものを使用していない場合、大きく「使用なし」と記入して、添
付していたことがありますが、現在は、添付しません。

＜番組進行表 提出前のチェック項目について＞ 赤本23ページ

このページをコピーして、県予選提出時に各校にて事前確認にご利用ください。
制作過程で、このチェック項目を満たしているか確認するとよい。

＜番組部門の提出メディアについて＞ 赤本8ページ、10ページ、12ページ、14ページ 令和3年度（第68回大会）より規格が変わりました。

- ラジオ・・・第66回大会年までの形式 音楽CD形式
→ **令和3年度からの形式 mp3形式（第68回大会から今の形式に）**
- テレビ・・・第66回大会年までの形式 DVDビデオ形式
→ **令和3年度からの形式 mp4形式（第68回大会から今の形式に）**

※テレビは、MP4形式（NTSC規格、アスペクト比16：9、H. 264コーデック、
HD画質以下【解像度1080 [1920×1080] 以下】
SD画質も可。

令和3年度（第68回大会）までは、HD画質は失格でしたが、令和4年度（第69回大会）
からは、HD画質での提出が可能となりました。

ラジオ 音楽CD形式は失格とします。

テレビ DVDビデオ形式は失格とします。

県予選では、データは、CD-Rまたは、DVD-Rで提出して下さい。

データの形式は、赤本8ページ、10ページ、12ページ、14ページをよく読んで下さい。

- ・事務局で用意した機材で再生できない場合は、**審査不能のため、失格**
作成したDISKのデータが、他のPCで再生できるかどうか確認すること。
- ・県予選では、提出されたディスクのデータを事務局で用意するPCに保存してから審査をします。
ディスクのまま審査に使用するわけではありません。
作品データ以外のファイルを書き込まないで下さい。
指定された規格で作成したデータファイルだけを書き込んで下さい。

<番組部門のバックアップメディアについて>

- ・県予選では、審査時のトラブル（ディスクが床に落下して傷ついた等）に備えて、2枚提出していただきます。
→審査用とバックアップ用の区別はいたしません。1作品につき2枚提出してください。
2枚ともデータが読み取れることを書き込んだPC以外のPCで確認してから持参してください。
→**顧問の先生が最終確認** 生徒任せはトラブルの原因
過去には、焼いていないディスクを持参して再生できないという学校がありました。
DVD-R、CD-Rの作成に注意してください。

<提出ディスクへの記入・ディスクのケースについて>

- ・提出するディスクには、ラベルを貼らないでください。
県予選では、手書きでディスクに必要事項を記入してください。インクジェットプリンターを使用して印刷しても構いません。
指定の用紙に必要事項を記入したものをケースにセロハンテープ等で貼り付けてください。
- ・**ディスクは、必ずプラスチックケースに入れて提出**してください。
ケースには指定のラベルを貼ってください。

テレビドキュメント部門、創作テレビドラマ部門の確認事項

<カラーバー（テストパターン）について>

- ・平成24年度（第59回大会）から、縦横比4：3とともに16：9も正式に認められました。現在販売されている機材は、16：9になりました。それにともない全国大会では、平成29年度から16：9に統一され、4：3のカラーバーがなくなりました。
平成29年度の県予選では、移行期間として4：3での参加も認めましたが、平成30年度からは、16：9に統一しました。
カラーバーは、コンテストのホームページからダウンロードして使用して下さい。

16：9と4：3が混在した番組も作品として提出することができますが、再生途中で再生機器の設定を変えることはしませんので、正常に再生できるか保証することができません。縦横比の混在した番組を制作する場合はご注意下さい。
- ・テストパターンは、59回大会からカラーバーに変わりました。様式をそのまま使い、学校名等を加えてはいけません。改変しない。（70以外のものは不可、規定違反となり減点されます。）
カラーバーにBGMが、かからないように制作する。番組の始まりや終わりを特定できない。審査に影響します。
カラーバー自体にフェードアウト、フェードイン等の特殊効果をかけてはいけません。番組の始まりや終わりを特定できない。審査に影響します。
- ・NHK杯に参加し、準決勝に進出した作品は、関連番組の放送（ティーンズラジオ、ティーンズビデオ）が終わるまで、他の大会に参加できません。

ドラマ（ラジオ、テレビ共通）の確認事項

- ・台本は自校生徒のオリジナルであること。文芸作品のパロディーは不可

- ・時間は8分以内で、下限は無し。
- ・出場者は、自校生徒のみ。詳細は<参加資格> についてを参照
- ・あらすじは、しっかり最後まで書く。きちんと結末まで書く。
ネタバレを恐れて書かない学校があるが、あらすじは、テレビの予告編ではない。
番組を見なくても、あらすじを読めば内容がわかるように書く。
審査の先生は審査前にあらすじを読みません。安心して書いてください。
- ・ドラマの脚本の盗作疑惑について
地方大会では気づかないが、他人の目にさらされる機会が増えてくると問題になる場合がある。
顧問の先生が、制作過程で生徒に注意を促してください。
他人からみて疑問を持たれないような脚本作りをしてください。
作品は、多くの人が見聞きする。他人がどう感じるかを考える。

研究発表部門の確認事項

- ・**70回大会では、パソコンがWindows 11、PowerPoint 2019に変わりました。**
※現在販売されているPowerPointの最新バージョンは、2021です。
発表に使用する著作物は、権利処理を確実に行ってください。
パワーポイントのバージョンの違いによる動作不良を避けるため、今年度からスライド画面の切り替え効果とアニメーションの使用が禁止になりましたので、これらの効果をつけないようにしてください。ライドの作成技術を競うのではなく、研究内容で勝負してほしいとのことです。
県予選では、事務局で用意するパソコンを使用して会場で発表します。パソコンがWindows 10、PowerPoint 2016です。
第69回大会から、CDラジカセとDVDプレーヤーは使用機器からなくなりました。使用できません。パワーポイント以外の音声データ、映像データは、Windows Media Player を使用して再生します。画面は1画面しか使用できませんので、パワーポイントとWindows Media Player を切り替えて使用します。
- ・平成25年度（第60回大会）から、研究発表も番組進行表（開発用）を作り、提出します。 ご注意ください。
発表データとともに提出になります。県大会でも大会当日にデータとともに2部提出してください。
- ・データ容量は、今年度（第69回大会）から30MB以内に変更になりました。（全国大会ではすべてのデータが事前提出）
データの30MBの制約は、PowerPointのデータのみが対象です。
音声や映像をPowerPointに組み込む場合は、それらを含めて30MBです。
ディスクの作成に当たっては、どのPCでも読み出せるように作成してください。
作成したPCとは別の複数のPCで、CD-Rへの書き込み機能のないCD-ROM専用ドライブなどでデータを読み出せることを確認してください。
- ・ディスクが読み込めない場合は、審査ができないので失格となります。
- ・USBメモリーでの提出は、不可 → 失格
- ・研究発表のデータについて
クイックタイム等のプラグインは、使用できません。映像が再生できません。
コーデック等をインストールしないと再生できない形式のデータは使用しないでください。
- ・コンテストにエントリーしている関連内容、類似の内容は認めない。
- ・特定の商品の宣伝になるような研究発表は避けること。
「〇〇社製のマイクが一番感度が良かった。」などの発表は、会社に写真の使用等、発表のための許諾を得ていてもダメ。
- ・各校が持ち込んだ機材は、県予選会場設備に接続できない。
県予選においては、準備されている機器のみで発表すること。全国大会でも同様。
- ・研究発表部門は、コンテスト形式ではありません。
県予選では、発表の審査を行います。全国大会では審査員による発表の審査はありません。
ただし今年度は、研究発表出場校による互選により、2発表（2校）が、決勝時にNHKホールで

発表の機会が与えられます。

- P o w e r P o i n tのスライドの印刷物を添付する。印刷の設定で、「6スライド（縦）」この設定をP o w e r P o i n tの中では「配付資料（6スライド／ページ）」と呼んでいます。配付資料と呼びますが、会場の皆さんに配布するために利用するわけではありません。番組進行表の一部として利用します。赤本16ページ
- P o w e r P o i n tのスライドに組み込んだ音声や映像が再生できない場合に備えて、ウインドウメディアプレーヤーで再生できる形式の音声データ、映像データをU S Bメモリーに入れて持参してください。スライドのファイル自体をU S Bに入れて持ってくるのとは違います。（パワーポイント以外のデータは、映像：m p 4、音声：m p 3 とする。）
- 平成30年度から、発表環境にW o r dがなくなりました。

補足事項

- 映画や放送番組、舞台の録画などを作品の一部として使用する場合には、その権利所有者（映画会社や放送局、舞台芸術を上演している団体等）の許諾を文書で得て、番組進行表に添付する。また、テレビ番組の画面に**権利者名をテロップ**で入れてください。**自分たちで撮影した素材と借りてきた素材を区別できるようにしてください。自分たちで撮影していない素材には、すべてテロップが入ります。**（テロップの入れ方は、「番組部門制作関連資料」4ページを参照）
- 映り込みについて
テレビドキュメントやテレビドラマで、取材・制作際には企業名や広告などが入らない構図を選んだり、必要以上にアップで撮らないなど、一定の配慮をお願いします。その上で、ドキュメントにおいて、やむを得ず映り込んでしまった企業名やロゴ、広告などの情報については、画像処理を行わずに提出していただいて構いません。ただし、千葉県浦安市にあるテーマパークが関係するキャラクターが映り込んでいる場合は、問題になることがあります。NHKが取材でインタビューをお願いするときに〇〇〇〇マウスのTシャツなどを着ている場合は、別の服に着替えてもらうそうです。ドラマは、取り直しができます。問題にならないように撮影し直してください。
- 特定の商品の宣伝にならないように
- 主催者がNHKなので、創作テレビドラマにおいては、商品名や企業、商品のマーク等が写らないように工夫する。ドラマで登場させるキャラクターやキャラクターグッズは、架空のものを自作（創作）してください。
次のような場合、代替品での撮影や撮影の取り直しができるので、やむを得ずには該当しない。
有名メーカーのロゴマークの入った靴を履いて撮影（ロゴが見える） NG
缶コーヒーの銘柄が読める構図で撮影 NG
企業名や商品名が書かれた椅子（バス停のベンチや飲食店前のベンチ等）を使って撮影 NG
（屋外のバス停などでの撮影時には、企業名や商品名を隠す注意が必要。）
携帯電話 携帯電話の機械が写るのはOK
機器のドコモやa u等のマークが写るのはNG
→ロゴマークにシールを貼って隠すなどの工夫をしてください。

商品名	コーラ	OK
	コココーラ	NG

商標名が一般名として広く知られているもの		
オセロ		NG

- ドキュメントにおいては、多くの場合、企業名やロゴ等が映り込んでしまっても、意図的に入れていなければ問題にしないこととなりました。
インタビューの背景に看板が写っていた。
→ただし、こちらからお店の看板の前を選んでインタビューするようなことはしないでください。
取材相手が企業名のついた服、制服を着ている。

→着替えてくださいとは言えない。

野球場などで、看板が映る。

→NHKの高校野球中継でも打球を追う際には映り込んでいます。

大会などの場合、試合を撮影する許諾を、主催者、球場の所有者、大会参加者（自校の場合は、顧問、監督など、場合によっては、対戦相手校にも）の許諾

・校歌を番組に使うことについて

校歌を使う場合は、校長の許諾ではありません。作詞者、作曲者、編曲者です。

学校で〇〇周年記念などでCDを制作する際に、今後、曲を使う権利を学校に一任するという形の契約を書類に書いてもらおうと、後々トラブルになりませんし、許諾もその紙一枚をコピーすれば済んでしまうとのことです。機会があったら、やってみてください。

近年、学校再編等により有名人に作詞、作曲を依頼しているケースがあります。ご注意ください。

・パソコンの画面を写す場合は、使用しているソフトがわからないようにすればOK

たとえばメールを送信する場面では、使用しているソフトが特定できるような構図はダメ、テキストの部分だけ拡大して何のソフトかわからなければOK

・メインなのか背景なのか、たまたま景色の一部として写ってしまう場合OK

本屋のシーンでたくさんの本が背景に写ってしまう。→1冊1冊に許諾の必要なし

本の表紙がアップで写ってしまう。→許諾の必要あり。必ず文書で許諾を受ける。

自販機の前で撮影、コンビニの前で撮影、看板の前で撮影し、商品名、企業名が写る。

→そこで撮影する必要性があるか？ 別の場所で撮影するか、何か隠す手段を 構図を考えたり。

権利関係で、トラブルになりそうな場所ではロケをしない。ロケ場所の事前調査を十分に。

バス、電車内、駅のホームなどでの撮影は所有者（会社）の許可が必要です。

・手紙を写す場合

出した人ともらった人の両方に許諾を得る。どちらかがすでに死亡している場合は片方だけでよい。

場合によっては現在の所有者にも

・引用について

新聞の社説は、ラジオ番組でも引用に当たらない場合があるので注意してください。また、記事の最後に担当者の名前が入っている署名記事も注意が必要（下野新聞のほとんどの記事が署名付きになっているので注意が必要）なので新聞社に問い合わせ、文書にて、許諾を得てください。

テレビについては、引用になりません。新聞記事を映像として固定してしまうと記事にかかわらずすべて許諾が必要です。

・美術品

屋外 公表を前提としているので、許諾の必要なし。ただし、屋外でも鑑賞が有料な物を除く。

屋内 必ず許諾をとる。

・写真

内容による。人物が写っている場合は、写っている人にも許諾が必要。

→写っている人全員の許諾を得ることが困難な場合は、本人以外の部分をぼかす等の工夫を

通常必要だが、古い集合写真などで、写っている人全員の許諾確認をとることが不可能な場合不要だが、所有者の許諾は必要。

有名カメラマンが撮影した風景写真と、同じ場所、同じ構図で自分で撮影した写真

→問題なし

・番組製作上、自作の効果音として勝手に考えているものがあるので注意してください。

チャイムの音 「番組部門制作関連資料」 11ページを確認してください。

携帯の着信音 携帯電話を鳴らしてマイクで録音 NG

→フリーの効果音CDなどを買ってください。

・権利処理、許諾が必要な事例

△△駅で行われる〇〇市社会福祉協議会主催チャリティーコンサートの取材の例

・主催者への取材許諾：〇〇市社会福祉協議会

・会場への取材許諾：△△駅（駅または鉄道会社）

・演奏者への取材許諾：□□高校吹奏楽部（部顧問）

複数の学校で演奏を行っている場合は、他校の顧問にも必要な場合も有り。

(他校の生徒も含めて全体が映っている、他校の演奏の様子なども入っている場合)

- ・楽曲の権利処理：作詞者、作曲者（JASRAC等へ）
- ・楽譜：全員分購入しているか。

など。

- ・テレビアニメの台詞の使用 → 許諾を受けるか、使用しない。
- ・学校の生徒手帳、文集、校内にある美術品、学校の式典 → 許諾を受ける。
- ・ユーチューブの映像の使用 → 許諾を受けても、そのままダウンロードはダメ
- ・店内での撮影 → 店の許諾が必要

- ・権利処理一覧は、正確に記入し、虚偽な記入をしない。

許諾が必要なのに、記載していない。または、フリーとして偽って記入し、権利処理がいらぬように見せかけていた場合、権利者から「損害賠償等」を訴えられる場合があります。使用料は、数百円から数千円程度で済みますが、損害賠償となると数百万円単位で請求されるケースがあります。過去に請求されて大変になった学校がある県があります。単なる脅しではありません。

訴えられた場合は、各校にて対応してください。主催者は、一切責任を持ちません。

顧問の先生は、最終的な確認をしてからコンテストに臨んでください。

- ・62回大会の全国大会において、エントリーされていたが当日失格になり上映されなかった作品があります。作品チェックにおいて指摘された許諾書の提出がされなかったためです。

許諾、権利関係の手続きには、細心の注意を払ってください。

許諾が必要な素材を使っていて、許諾を得ていない場合は、作品自体を公開できません。公開できなければ審査ができないので、失格となります。

オンライン審査により事前の作品チェックができなくなりました。番組制作に当たっては、他人の著作物を無断で使用していないか細心の注意を払って制作してください。

<2021年に東京で開催された世界的なスポーツ大会の呼称について>

アナウンスやドキュメント、または、ドラマの題材などに「東京オリンピック」や「パラリンピック」、「東京2020」などの呼称が問題になることがあります。

2021年のオリンピック、パラリンピックに関連したアナウンス原稿の作製、番組制作に際して注意が必要です。昨年度まではNHK杯全国高校放送コンテストに限って、コンテスト事務局で包括的な許諾を得ていたため、個別の対応は不要でした。現在は各校で許諾を得てください。

IOC、IPC、JOC、JPC（全て民間団体）が権利の運用を厳格に行っている。

「オリンピック」の名称、オリンピックマーク等にも権利があり、使用にあたっての確認が必要。

→ JOCのHPを見て確認してほしい。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の以下のサイトを参照してください。

- ・JOCサイトのよくあるご質問（FAQ）をご確認ください。

<https://www.joc.or.jp/faq/>

NHKのニュースで、取り上げる場合は、番組内で「オリンピック」と言うことについて、ニュース番組で扱うと言うことで包括的に許諾を得ているそうです。

個別にドキュメントを作る場合は、その都度許諾を得ているそうです。

<全国大会での運営等について>

審査員の割当

- ・アナウンス 準々決勝B会場（オリンピックセンター）
- ・朗読 準々決勝D会場（オリンピックセンター）
- ・ラジオドキュメント 準々決勝E会場（オンライン）
- ・テレビドキュメント 準々決勝B会場（オンライン）
- ・テレビドラマ 準々決勝D会場（オンライン）
- ・番組部門（オンライン審査）の準々決勝予備審査員（オンライン）

全国大会期間

運営委員 1名 大会期間4日間（月）～（木）の4日間（今年度は月～水の3日間）

審査員の割り当て 今年度は予備を含めて6名（オリンピックセンターへは2名）

大会初日（月）の夕方と審査日の2日間

オンライン審査（番組）は、事前にオンラインで審査を行うため、大会期間中の拘束はありません

会場系の割り当て 3名（？ 今年度の具体的な人数はまだ連絡が来ていません。）

・テレビドキュメント会場 （月）の夕方から（火）全日の2日間

※会場係は、審査会場のドア整理、会場整理、計時等です。審査員と違いどなたでも可能です。

番組に関する専門的知識、技能は必要ありません。

アナウンス・朗読指導会場（カルチャー棟 栃高文連放送専門部会借り上げ部屋）

・部屋の管理（解錠・施錠） 事務局（鹿沼東高校 平塚）

・生徒の技術指導 1～2名

都道府県連絡責任者（大会期間中連絡が確実に取れる先生）1名 事務局長（鹿沼東高校 平塚）

持続可能なコンテスト運営を検討し、番組部門の準々決勝審査は昨年度と同様にオンライン審査となりました。来年度以降もこの形が続く予定です。

コロナ前に7月に行われていた作品チェックは、なくなりました。準々決勝審査の結果、準決勝に進出する可能性のある作品のみ首都圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）の先生方で行われます。問題があれば減点されます。準々決勝で敗退した作品の作品チェックは行われませんが、著作権等に不備がある場合は、チェックされずに公開されてしまいますので、問題が発生した場合は、取り返しがつきません。全責任を制作校が責任を負うことになるので注意してください。

今後とも大会運営にご協力をよろしくお願いいたします。